

令和2年第3回広尾町議会定例会 第3号

令和2年9月17日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 認定第 1号 令和元年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 3 認定第 2号 令和元年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 認定第 3号 令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 認定第 4号 令和元年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 認定第 5号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 認定第 6号 令和元年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 認定第 7号 令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 9 認定第 8号 令和元年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 10 認定第 9号 令和元年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 11 認定第10号 令和元年度広尾町水道事業会計決算認定について
- 12 発議第 7号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書の提出について
- 13 発議第 8号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について
- 14 発議第 9号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 15 発議第10号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について
- 16 発委第 3号 閉会中の委員会継続調査について
- 17 発議第11号 議員の派遣について

○出席議員（13名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 松田 健司 | 2番 浜野 隆 |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 北藤 利通 | 6番 志村 國昭 |
| 7番 星加 廣保 | 8番 山谷 照夫 |
| 9番 渡辺 富久馬 | 10番 小田 雅二 |
| 11番 旗手 恵子 | 12番 浜頭 勝 |
| 13番 堀田 成郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副町	長	田	中	章
会計管理	者	山	崎	彦
兼出納室	長	山	崎	彦
総務課	長	齊	藤	美津雄
総務課長補佐		柏	崎	弥香子
併総務課参事		西	内	努
併総務課主幹		山	岸	雄一
併総務課主幹		木	幡	幸雄
企画課	長	雄	谷	幸裕
企画課長補佐		及	川	隆之
住民課	長	西	脇	秀司
住民課長補佐		佐	藤	直美
住民課長補佐		楠	本	直美
住民課長補佐		山	崎	義和
兼住民課長補佐		佐	藤	清美
保健福祉課	長	宝	泉	大
兼老人福祉センター	所長	宝	泉	大
地域包括支援センター	長	村	上	洋子
健康管理センター	長	佐	藤	清美
保健福祉課子育て支援室	長	浜	頭	力子
認定こども園ひろお保育園	長	道		尚子
認定こども園ひろお保育園副園長		成	田	まゆみ
兼豊似保育所	所長	成	田	まゆみ
特別養護老人ホーム	所長	金	石	輝義
兼養護老人ホーム	所長	金	石	輝義
農林課	長	平		浩則
兼町営牧場	長	平		浩則
水産商工観光課	長	室	谷	直宏
建設水道課	長	前	田	憲一
建設水道課主幹		北	藤	盛通
兼下水終末処理センター	長	前	田	憲一
港湾課	長	森	谷	亨
港湾課長補佐		安	岡	伸弘

〈教育委員会〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長 補 佐	山 畑 裕 貴
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	小 川 浩 司
兼 図 書 館 長	小 川 浩 司
兼 海 洋 博 物 館 長	小 川 浩 司

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	齊 藤 美 津 雄

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	齊 藤 美 津 雄

〈農業委員会〉

会 長	今 村 弘 美
併 事 務 局 長	平 浩 則
事 務 局 次 長	寺 井 真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事	西 村 萌

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、8番、山谷照夫議員を指名します。

◎日程第2 認定第1号～日程第11 認定第10号

1、議長（堀田） 日程第2、認定第1号 令和元年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、認定第10号 令和元年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

本件10件は、決算審査特別委員会に付託されたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告の前に、町長から発言の申出がありますので、これを許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

さきの決算審査特別委員会におきまして、委員からのご指摘ありました令和2年2月3日開催のまちづくり推進計画委員会につきまして、委員会条例に定める会議の成立要件である過半数を満たすことなく会議を開催しておりました。条例に反することはあってはならないことでありまして、行政を執行する立場として私自身も深く反省し、町民皆様に対し謝罪の意を表するものであります。

また、再発防止に向けて、副町長、担当課長、担当職員に対しまして、昨日、厳重注意を行ったところであります。

今後におきましても、二度とこのようなことがないように、私を含め職員一同が、より一層緊張感を高め、各種法令等にのっとり行政執行に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

1、議長（堀田） 次に、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、旗手恵子議員、登壇の上、報告願います。

1、決算審査特別委員会委員長（旗手） 決算審査特別委員会審査報告書。

令和2年第3回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をします。

1、委員会の開催日は、9月9日、15日、16日です。

2、事件及び審査の結果は、認定第1号から認定第10号までの10件を認定すべきと決定しました。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

初めに、認定第1号 令和元年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番（前崎） 認定第1号 令和元年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定に対し、反対討論いたします。

来年度から2030年度までの10か年間の第6次広尾町まちづくり推進総合計画がスタートします。この策定に、当該まちづくり推進計画委員会条例第6条に「委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定が設けられていますが、これに反する会議が開催されており、先ほど町長から陳謝されたところでもありますけれども、今後、十分留意すべきものと認識をいたします。

また、子ども農山漁村ホームステイ受入れ交流事業について、趣旨は認識するとしても、その費用は荒川区もしくは利用する本人が負担すべきものであり、財政が厳しい本町が負担することは到底町民の理解は得られません。

加えて、2泊3日のホームステイを企画する委託料として176万7,000円もの多額の委託料を支出することは、容認できるものではありません。長崎県西海市と本町児童との交流事業は、3泊4日の日程で交互交流していますが、全て職員の手作りであり、その格差は歴然としており、あまりにも乖離しております。

さらに、本町の児童が西海市を訪問する際は1人当たり2万7,000円もの個人負担をしており、この負担を軽減することこそ本町として取り組むべきものと考えます。ふるさと納税の使途は、広尾町の子どもの皆さん、そして町民に対し活用できるよう、システムの見直しをすることが急務であります。

また、全国でも本町だけと言われる政治家記念館は、本来、地方公共団体が運営すべきものでありません。加えて、建設後30年以上が経過し基金残高も2,900万円まで減少、速やかに運営形態の見直しをすべきものであります。

よって、本決算認定に反対をするものであります。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

5番、北藤利通議員、登壇願います。

1、5番（北藤） 私は、令和元年度広尾町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

本会計の決算審査においては、歳入歳出決算書及び主要な施策等の説明について、その正確性を認めるところであります。

令和元年度は、農林水産、商工観光など、産業振興をはじめ子育て支援として医療費の助成など、活力あるまちづくりの展開、地域福祉、健康予防、安心して暮らすことができるまちづくりに努めた内容であります。

さらには、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院がスタートし、地域医療体制の強化に努めた内容でありました。

財政運営においても、各種財政指標や地方債の現在高、基金の状況等を見ても、健全化への努力が認められるものであります。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

10番、小田雅二議員、登壇願います。

1、10番（小田） 今回の決算認定については、幾つかの理由で反対します。

子ども農山漁村交流事業に対して、人件費、物件費いろいろ含めて約1,000万円という巨額の予算が何年にもわたり使われていることが、その一つの理由であります。この事業については多くの町民から、何で荒川区の子どもたちにこれまでのことをするのだ、広尾の子どもたちはどうするのだという怒りにも満ちた声がたくさんあります。

財源がふるさと納税であろうと、企業版であろうと、広尾町の予算とは広尾の町そのもの、広尾町あるいは広尾町に住む人、そして広尾町の子どもたちに使われるという大前提があります。

今、この議場において町長がおられます。そして、町長は、この農山漁村交流について、国からの提案があって、それに町が乗っかって、そしてやり始めたわけであります。そして、例えばここに浜野議員がおられます。この農山漁村交流で、ホストの形でこの事業をヘルプしています。そして、いろんなよい点を、心温まる場面も数々体験していると思います。そして、私は、この決算認定について、この目的や効果については十分想像できるし、大変よいことだと思っています。

しかしながら、幾つかの点で疑義を唱える一人であります。そして、一番忘れてならない人がもう一人います。それは、今、見えないけれども、ここにおられるかもしれない広尾町の町民です。その町民は、もしかすると、あるおうちの家庭の主婦で、小学校5年生のお子さんがいるかもしれません。そして、そのおさんは、やはり荒川区にもおられると思うのですけれども、心の病といいますか、ひきこもりあるいは不登校という、いろんな心の傷あるいは心の病を持っている方がいます。そのことをどうかしっかり想像して考えてください。そうした場合に、そのお母さんは恐らく、このような交流事業が町として荒川区にやっているのであれば、広尾町としても同様の事業を

やっていただけないかと思うのが非常に自然な形です。そして、そのことを考えて、私は、このお母さんの不満や不公平感を取り除くために、そしてまた、一つの権利として、広尾町がこのような同じような事業を荒川区にできるのであれば、広尾町にだっていろんな形でできないわけではない、そう思うのが当然であります。そのことを私は何年にもわたって広尾町として考えるべきだというふうにお願いしていますが、一向に聞き入れられていません。

どうかこの議会が、広尾町の町民のたった一人でもいいから、その人が不満なり不公平感を持っているのであれば、そのことを取り除く、そういう議会であるべきだと思います。そして、そういう努力がない限り、この議会は町民の立場に立った議会ではないということをはっきり申し上げて反対討論とします。終わりです。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

2番、浜野隆議員、登壇願います。

1、2番（浜野） 私は、令和元年度広尾町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

本決算における子ども農山漁村交流事業は、平成29年3月に内閣府の地域再生計画の認定を受けて事業を行っているものであります。事業費の財源内訳を見ても、企業版ふるさと納税、一般指定寄附金、個人版ふるさと納税を財源としており、広尾町の財源は一切使われておりません。寄附金の使い道を「子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり」と明確に示していることから、寄附者側の意向に沿った事業執行となっているところであります。

この事業は、ホームステイにとどまらず、広尾町民にとっては、地元の魅力を再発見して、その魅力を都市部へのアピールすることへとつなげる機会となっております。それが事後交流であり、学校給食への広尾町産の食材提供であります。このような荒川区との地域ぐるみの活動が地域住民や保護者からの共感を得て、将来の移住や定住、関係人口の拡大につながるものと考えております。

また、本決算は、農林水産、商工観光等における産業振興、地域福祉、病院運営など、町民が安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組んだ決算内容であることから、本決算に賛成するものです。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより認定第1号 令和元年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和元年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を

行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第2号 令和元年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第3号 令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和元年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第4号 令和元年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番（前崎） 認定第5号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計決算認定に反対討論をいたします。

令和元年度国保事業勘定特別会計に係る賦課限度額が、後期高齢者支援金、介護納付金分を合計すると、現行の93万円から96万円に3万円引き上げられております。平成18年度の賦課限度額62万円から比べると、10年余で1.5倍超の34万円もの大幅な増加となっております。道内では、賦課限度額を地方税法の規定より低く抑えている保険者が26市町村、2割近くに達しており、国保に加入している被保険者に配慮しているところであります。国庫負担の増額なしに限度額引き上げだけでは、国保財政の窮迫は解決できるものではありません。

また、昨年度から北海道が国民健康保険の運営の責任主体となる都道府県化に移行されたところではありますが、被保険者の多くが低所得であるのにもかかわらず、国保税が高いという課題は変わっておりません。

さらに、一般会計からの繰入れが大幅に削減されたことにより、平成12年度から18年間据え置かれてきた国保税が、4人家族の標準世帯では昨年度に引き続き2年連続の引き上げとなっております。

加えて、被保険者数が増えることにより均等割額が増加し、ほかの社会保険制度ではない負担割合が増加しており、被保険者の負担は増すばかりであります。

よって、本決算認定に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

5番、北藤利通議員、登壇願います。

1、5番（北藤） 私は、令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険事業につきましては、北海道が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営全般の中心となっております。

広尾町は、引き続き保険給付、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を担っております。町民の健康と福祉を守る重要な役割を果たしております。

本決算は、国民健康保険事業の運営に必要な不可欠な歳入歳出であり、適正な会計処理がなされていることから賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより認定第5号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第6号 令和元年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第6号 令和元年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第7号 令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第7号 令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第8号 令和元年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論、

採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第8号 令和元年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第9号 令和元年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第9号 令和元年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第10号 令和元年度広尾町水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第10号 令和元年度広尾町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

◎日程第12 発議第7号

1、議長（堀田） 日程第12、発議第7号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

2番、浜野隆議員、登壇願います。

1、2番（浜野） 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書の提出について。

別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

要望の理由について。

主要農作物種子法が2018年4月に廃止され、本年の通常国会に「種苗法の改正案」が提出された。

この改正案では、我が国の優良品種の海外流出を防ぐことが目的である一方、品種開発者の育成者権利を高め、これまで認められてきた自家増殖を許諾制へと見直すことにより、農業者へ新たな費用負担が生じるなどの課題や外資系種子会社を通じた海外流出への不安も懸念されている。

こうした中、種苗法改正案は、通常国会において新型コロナ対策の補正予算案の審議などから十分な審議時間が確保できず、この秋開会予定の臨時国会での継続審議となった。

このため、改正案の審議に当たっては、国民の意見を幅広く聴取し、十分に時間をかけて丁寧な議論を行い、農業者が将来にわたり安心して作付できるよう、慎重な取扱いがされるよう下記のとおり要望する。

記。

1、今回の改正案では、全ての登録品種の自家増殖が許諾制となるため、企業への主要種子の独占や許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが見込まれることから、農業者が安心して作付できる環境を整えること。

2、主要農作物種子法において機能していた、都道府県における地域の特色を生かした種子の研究・開発などを、今までどおり国などの公的機関が責任を持って進めるよう、従来行っている地方財政措置を改正法案に盛り込むこと。

3、外資系企業における地域ブランドなど優良な国産農産物の種子の海外流出を防止するための万全な対策、制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第8号

1、議長(堀田) 日程第13、発議第8号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番(旗手) 発議第8号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について。会議規則第14条第2項の規定により提出をします。

今、少子化の進行や子どもの貧困が北海道の喫緊の課題になっている。

2017年に北海道等が実施した「子どもの生活実態調査」では、全国平均を上回る5人に1人が貧困状態にあり、経済的理由で受診を断念せざるを得なかった世帯が17.8%、非課税世帯では32.6%と高いことが分かった。全ての子どもたちの健康を守るため、お金の心配をせずに必要なときに医療機関を受診できるように、子どもの医療費助成制度の拡充が求められている。

しかし、子どもの医療費助成の通院無料化は3歳未満、その上、所得制限や一部負担金があり、他県から比べても大きく遅れており、道内の市町村では中学生や高校生までにと医療費無料化の取組が広がっているが、地域によって格差があり、北海道の制度拡充による底上げが求められている。

「子どもの医療費無料化の拡充」は、幅広い道民の願いになっており、子どもたちをめぐる厳しい実態からも、一日も早い改善が求められている。

よって、以下について要望する。

1、必要なときに医療機関を受診できるように、子どもの医療費助成制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものです。

提出先は、北海道知事です。

よろしく願いいたします。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第9号

1、議長(堀田) 日程第14、発議第9号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、浜頭勝議員、登壇願います。

1、12番(浜頭) 発議第9号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税などの一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を

講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性などを厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第10号

1、議長（堀田） 日程第15、発議第10号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、浜頭勝議員、登壇願います。

1、12番（浜頭） 発議第10号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。

9行ほど下がります。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担の下、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。

2、高規格幹線道路については、着手済区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。

3、令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債などの継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4、道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。

7、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧などのため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第16 発委第3号

1、議長(堀田) 日程第16、発委第3号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は、各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長(白石) 発委第3号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和2年第3回定例会終了後から令和2年第4回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営状況について。

産業常任委員会、(1)、林業・木材産業の成長産業化に向けた見通しについて。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長(堀田) お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第17 発議第11号

1、議長（堀田） 日程第17、発議第11号 議員の派遣についてを議題とします。

派遣事項については、各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発議第11号 議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、南十勝町村議会議員研修会。

(1)、目的、議員活動研さんのため。

(2)、派遣場所、大樹町であります。

(3)、期間、令和2年10月9日。

(4)、派遣議員、全議員であります。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決しました。

以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和2年第3回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時53分